

○白岡市立図書館雑誌スポンサー制度に関する要綱

平成24年10月19日

教委告示第21号

改正 平成30年3月29日教委告示第7号

平成30年9月30日教委告示第17号

令和元年9月4日教委告示第7号

令和3年12月23日教委告示第22号

(目的)

第1条 この告示は、白岡市立図書館（以下「図書館」という。）における雑誌スポンサーに関する制度を定めることにより、広く雑誌の寄附を募り、雑誌コーナーの充実及び図書館における利用者サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「雑誌スポンサー制度」とは、市と雑誌に広告を掲示する者（以下「スポンサー」という。）との契約に基づき、スポンサーが提供する雑誌の新刊雑誌展示用カバー（以下「雑誌カバー」という。）又は雑誌のバックナンバーに当該スポンサーの広告を掲示し、図書館が当該雑誌を閲覧又は貸出しに供する制度をいう。

(雑誌の選定)

第3条 スポンサーは、市が別に定めるものの中から提供する雑誌を選定しなければならない。ただし、市との協議により雑誌を選定する場合には、この限りではない。

(スポンサーの対象)

第4条 スポンサーの対象となることができる者は、企業、商店、団体等とし、個人を対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する者については、スポンサーになることができないものとし、契約期間中においてこれらの者に該当するに至った場合も同様とする。

(1) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は再生手続中である者

- (2) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者
 - (3) 市の入札参加資格において指名停止措置を受けている者
 - (4) 暴力団又は暴力団の構成員その他これに準じる者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲示の対象とすることが適当でないと市長が認める者
- (広告の内容)

第5条 広告の内容は、市行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、図書館の利用者に不利益を与えないものとし、その内容が次のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあるときは、広告の掲示の対象としない。

- (1) 広告内容の不明確なもの
- (2) 社会秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) 差別、人権の侵害、名誉毀損又は営業妨害になるもの
- (4) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (5) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (6) 宗教団体による布教活動を主目的とするもの
- (7) 政治、経済、文化、社会その他の諸問題について主義主張をするもの
- (8) 個人情報の取扱いが適切に行われていないもの
- (9) 虚偽又は誇大な表現を用いて誤認を与えるものであって、次のいずれかに該当し、又は該当するおそれのあるもの
 - ア 不確かな根拠で、実際のもの若しくは他のものよりも優位又は有利であると誤認を与えるおそれのあるもの
 - イ 許認可、保証、資格等を信用又は権威付けに利用し、誤認を与えるおそれのあるもの
 - ウ 誤認を利用した詐欺まがい商法のおそれのあるもの
- (10) 市が作成したものと誤認を与えるおそれのある表現をしているもの
- (11) 国、地方公共団体その他公共の機関が、スポンサー又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現が

あるもの

(12) 求人広告その他これに類するもの

(13) その他図書館に適切でないと思われるもの

(広告の規格等)

第6条 広告の規格については、提供する雑誌の雑誌カバーの表面部分に、スポンサー名を表示し、当該表示の大きさは縦4センチメートル、横13センチメートル以内で、地色は白色、文字は黒色のスポンサー名を表示したラベルを雑誌カバーの底辺から4センチメートルまでの中央に貼付する。ただし、雑誌のバックナンバーについては、縦3センチメートル、横8.5センチメートル以内で、地色は白色、文字は黒色のスポンサー名及びスポンサー情報を表示したラベルを裏表紙のバーコードを除くスペースに貼付する。

2 提供する雑誌の雑誌カバー裏面の部分には、雑誌カバーに収まるサイズで、スポンサーが作成した片面印刷のものを使用する。

(広告の掲示期間等)

第7条 広告の掲示期間は、原則として次条第3項の規定によりスポンサーとして決定した日の属する月の翌月から起算して1年とする。ただし、掲示期間の満了する日の3か月前までに、市又はスポンサーのいずれからも解約の意思表示がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

2 スポンサーが購入した雑誌の配架位置は、図書館が決定するものとする。

3 スポンサーは、掲示する広告について四半期毎に広告の内容を変更することができるものとする。

(申込方法等)

第8条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、様式第1号の白岡市立図書館雑誌スポンサー制度申込書により教育委員会に申し込まなければならない。

2 前項の申込書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(1) 広告図案

(2) 会社概要等であって業種等がわかるもの

3 教育委員会は、第1項の規定による申込みを受けたときは、次条に定める図書館雑誌スポンサー選定審査会の審査に付し、当該申込者を適当と認めるときは、当該申込者をスポンサーとして決定し、様式第2号の白岡市立図書館雑誌スポンサー制度決定通知書により通知するものとする。

(図書館雑誌スポンサー選定審査会の設置)

第9条 スポンサーの広告の掲示に関し、次に掲げる事項の協議等を行うため、図書館雑誌スポンサー選定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1) 前条第3項に規定するスポンサーの広告の審査に関すること。

(2) その他スポンサーの広告の掲示に関すること。

(審査会の組織)

第10条 審査会に、会長、副会長及び委員を置く。

2 会長は、生涯学習部長の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、生涯学習部学び支援課長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、生涯学習部学び支援課学びあい図書館担当の職員をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第11条 会長は、審査会を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第12条 審査会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の庶務)

第13条 審査会の庶務は、生涯学習部学び支援課において処理する。

(契約)

第14条 申込者は、スポンサーに決定したときは、様式第3号の覚書に

より市と契約を締結しなければならない。

(雑誌代金の納付方法)

第15条 スポンサーは、前条の契約の締結の日から起算して10日以内に、提供する雑誌の1年分の購入代金を次に掲げる方法により、市に納付しなければならない。ただし、市は、納付後に生じた、価格変動による雑誌代金の追加徴収又は返還は行わないものとする。

(1) 一括先払いとする。

(2) 金融機関の振込手数料を必要とする場合は、スポンサーの負担とする。

(雑誌が休刊又は廃刊した場合の措置)

第16条 スポンサーが提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館は、スポンサーと協議の上、別の雑誌に当該広告を振り替えるものとする。

(雑誌の提供の中止の申出)

第17条 スポンサーは、自己の都合により、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の3月前までに図書館に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、既納の雑誌代金は還付しないものとする。

(スポンサーの決定の取消し)

第18条 教育委員会は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、第8条第3項の規定による決定を取り消すことができる。

(1) スポンサーが前条の規定により雑誌の提供の中止を申し出た場合において、その内容を審査した上で、これを承認するとき。

(2) スポンサーが第4条第2項のいずれかに該当することが明らかになったとき。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月29日教委告示第7号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第10条第3項の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年9月30日教委告示第17号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月4日教委告示第7号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月23日教委告示第22号）

この告示は、令和4年1月1日から施行する。